

入札説明書

馬見丘陵公園アドバイザー業務委託
(補助都市計画公園事業(社会資本))

第1-70-A4-委-1号

令和8年4月3日

奈良県

入札説明書

公告に基づく総合評価落札方式一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知のうえ、入札しなければなりません。

この場合において、当該仕様等に疑義がある場合は、第16に掲げる者の説明を求めることができます。

第1 公告日 令和8年4月3日(金)

第2 競争入札に参加する者に必要な資格

入札公告第2に定めるもののほか、次に掲げる条件を全て満たした者のみが、この業務の入札に参加することができます。

- (1) 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「新法」といいます。）第17条の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」といいます。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」といいます。）第30条の規定による更生手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- (2) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条の規定による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (3) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた場合は、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てがなされなかった者とみなします。

第3 入札参加申込書の提出

この入札に参加しようとするものは、第6の（1）の（ウ）に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書、競争入札業務実績証明書及び確認資料を作成し、提出しなければなりません。

第4 技術提案書に関する事項

- (1) 配置予定従事者の経験及び能力、業務の実施方針に関する事項を評価項目とし、評価します。
- (2) 評価の基準
評価基準及び配点は別紙-1のとおりです。
- (3) 技術提案書（事前）の提出者に対する適否の通知
技術提案書（事前）の適否の審査結果については、第6の（1）の（キ）の期日に入札参加申込書に記載されたメールアドレスへ通知を送付します。
- (4) 技術提案書（事前）の適否に対する理由の説明

技術提案が適正でない旨の通知を受けた者は、第6の(1)の(ク)の期日までに第6の(1)の(ク)で指定する場所へ書面を提出することにより、その理由について説明を求めすることができます。

- (5) (4)により説明を求められたときは、第6の(1)の(ケ)の期日に、説明を求めた者に対し入札参加申込書に記載されたメールアドレスへ回答を送付します。

第5 技術提案書(事前)の作成及び記載上の注意

- (1) 技術提案書(事前)の提出は、書留郵便に限ります。この場合において、封筒の表に「令和8年6月4日開札 馬見丘陵公園アドバイザー業務委託(補助都市計画公園事業(社会資本)) 技術提案書(事前) 在中」と朱書きするとともに、公園企画課長あてとして、第6の(1)の(カ)で指定する場所へ到着するようにしてください。
- (2) 作成及び提出にかかる費用は、提出者の負担とします。
- (3) 技術提案書(事前)は様式1及び様式2により作成してください。
- (4) 業務の実施方針、実施フロー、工程表については様式1により作成してください。記載する際には、別紙-1における評価基準ごとに設定された記載欄に提案内容を記載してください。他の欄に記載しても、評価の対象としません。枚数はA4(片面)1枚以内とし、文字は10.5ポイント以上とします。図表中の文字が判断しがたい場合は、評価の対象としません。また、提出を求めた枚数を超過した場合は、超過したページ(提出された様式の後ろのページ)に記載された提案は評価の対象としません。なお、各記載欄の大きさの配分は任意で設定していただいて構いません。
- (5) 実施体制、その他については様式2により作成してください。記載する際には、別紙-1における評価基準ごとに設定された記載欄に提案内容を記載してください。他の欄に記載しても、評価の対象としません。枚数はA4(片面)2枚以内とし、文字は10.5ポイント以上とします。図表中の文字が判断しがたい場合は、評価の対象としません。また、提出を求めた枚数を超過した場合は、超過したページ(提出された様式の後ろのページ)に記載された提案は評価の対象としません。なお、各記載欄の大きさの配分は任意で設定していただいて構いません。また、記載欄の大きさの配分上、1つの記載欄が複数枚にまたいても問題ありませんが、どの評価基準に基づいた提案か明確に判断できない場合は、評価の対象外とします。また、様式2の実施体制における担当者については、様式5で提出予定の『予定担当者』以外にも配置する場合、それらの担当者については、例えば『補助担当者』と表記するなど、様式5の予定担当者と区別してください。全員を『担当者』と表記されると、評価できない場合があります。
- (6) その他
- ア 提出された技術提案書(事前)及びその添付書類(以下「技術提案書等(事前)」といいます。)は、内容の審査以外に提出者に無断で使用しません。
- イ 提出された技術提案書等(事前)は、返却しません。
- ウ 提出された技術提案書等(事前)の提出期限以降における再提出は認めません。なお、提出期限内であっても、部分的な差し替え及び追加は認めません。また、提出期限内に再提出があった場合は、最後に到達したもののみを審査の対象とします。
- エ 提出期限までに技術提案書等(事前)の提出がなく、入札辞退届の提出もない場合は、提出期限を経過したときをもって辞退したものとみなします。

第6 入札日程等

(1) 入札日程

| 手続き等 | 期間・期日 | 場所・方法 |
|------|-------|-------|
|------|-------|-------|

| | | |
|--|---|--|
| (ア) 入札説明書の交付 | 令和8年4月3日(金)から 令和8年4月24日(金)まで | 奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局公園企画課ホームページからダウンロードしてください。 https://www.pref.nara.lg.jp/n153/p034004.html |
| (イ) 質問の受付 | 公告の日から令和8年4月13日(月)午後4時まで | ○提出先 〒630-8501 奈良市登大路町30 (奈良県分庁舎6階) 奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局公園企画課総務企画係 |
| (ウ) 入札参加申込書の提出 | 令和8年4月13日(月)午後4時まで(期限までに到達したもののみ有効。) <u>書留郵便に限ります。</u> | ○競争入札参加資格確認の申請及び書類の提出 ・競争入札参加資格確認申請書(様式S1) ・競争入札業務実績証明書及び確認資料(様式S2) ○書類の提出場所 ・奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局公園企画課総務企画係 ※封筒には「 <u>令和8年6月4日開札 馬見丘陵公園アドバイザー業務委託(補助都市計画公園事業(社会資本)) 入札参加申込書在中</u> 」と朱書きしてください。 |
| (エ) 入札参加申込書の審査結果通知 | 令和8年4月16日(木)午後1時以降 | 入札参加申込書に記載されたメールアドレスへ通知を送付します。 |
| (オ) 質問に関する回答 | 令和8年4月17日(金)午後5時以降 | 奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局公園企画課ホームページに掲載します。 |
| (カ) 技術提案書(事前)の提出 | 令和8年4月24日(金)午後4時まで(期限までに到達したもののみ有効。) <u>書留郵便に限ります。</u> | ○提出先 〒630-8501 奈良市登大路町30 (奈良県分庁舎6階) 奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局公園企画課総務企画係 ※封筒には「 <u>令和8年6月4日開札 馬見丘陵公園アドバイザー業務委託(補助都市計画公園事業(社会資本)) 技術提案書(事前) 在中</u> 」と朱書きしてください。 |
| (キ) 技術提案書(事前)の適否の通知 | 令和8年5月22日(金)(予定) | 入札参加申込書に記載されたメールアドレスへ通知を送付します。 |
| (ク) 技術提案書(事前)の適否に対する理由の説明請求(欠格とされた者のみ) | 令和8年5月28日(木)午後4時まで <u>任意の書面持参に限ります。</u> | ○提出先 〒630-8501 奈良市登大路町30 (奈良県分庁舎6階) 奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局公園企画課総務企画係 |

| | | |
|---|---|--|
| (ケ)技術提案書（事前） の適否に対する理由の回答 | 令和8年6月1日（月）（予定） | 入札参加申込書に記載されたメールアドレスへ送付します。 |
| (カ)入札書受付締切 | 令和8年6月3日（水）午後4時まで（期限までに到達したもののみ有効。） <u>郵便による入札の場合、書留郵便に限ります。</u> | ○提出先 〒630-8501 奈良市登大路町30 （奈良県分庁舎6階） 奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局公園企画課あて（親展） ○予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、再度入札を行いますので、入札書は初度（1回目）入札に係る入札書、見積根拠資料と再度（2回目）入札に係る入札書、見積根拠資料の郵便を認めるものとします。 <u>※封筒への記載については第7の1及び2に定める方法により行ってください。</u> |
| (キ)開札 | 令和8年6月4日（木）午前10時から | ○開札場所 奈良市登大路町30番地 入札室（奈良県庁分庁舎6階） |
| (ク)「くじ」を行う日時と場所（対象者のみ） | 令和8年6月4日（木）午前11時から | ○開札場所 奈良市登大路町30番地 入札室（奈良県庁分庁舎6階） |
| (ク)技術提案書（事後） の提出 | 令和8年6月8日（月）午後4時まで <u>持参に限ります。</u> | ○提出先 〒630-8501 奈良市登大路町30 （奈良県分庁舎6階） 奈良県県土マネジメント部技術管理課品質管理グループ |
| (ケ)競争入札参加資格 確認申請書及び競争 入札参加資格確認 資料の提出 | 令和8年6月8日（月）午後4時まで <u>持参に限ります。</u> | ○競争入札参加資格確認の申請及び書類の提出 ・競争入札参加資格確認申請書（様式S1） ・競争入札業務実績証明書及び確認資料（様式S2） ○提出先 〒630-8501 奈良市登大路町30 （奈良県分庁舎6階） 奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局公園企画課総務企画係 |

※ただし、奈良県の休日を守る条例（平成元年3月奈良県条例第32号）第1条に規定する休日を除く

※持参、対面の場合の受付時間：平日の午前9時～午後4時（午前12時～午後1時を除く）

第7 入札手続き等

1 入札方法等

- (1)入札書（様式A1）は、郵便又は持参によるものとし、電送による入札は認めません。
- (2)入札書の宛名を「奈良県知事」としてください。
- (3)代理人をもって入札する場合は、委任状（参考様式）を入札前に提出してください。
- (4)一度提出された入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことができません。

(5)入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

入札書に記載する金額は、技術提案書で提案した内容を反映していなければなりません。

(6) 自己申告評価点は、技術提案書様式3の自己採点申告書の自己採点により算出してください。提出した自己申告評価点を正しい数値と仮定して評価値を算定します。評価項目及び評価基準は、別紙-1（技術提案書に係る評価項目）に記載のとおりです。

(7) 配置予定従事者の氏名と、技術提案書様式4及び様式5で提出する配置予定従事者の氏名が異なる場合は失格とします。

(8) 見積根拠資料（様式A2）を必ず添付してください。なお、作成時の留意点等については第10を参照してください。

(9) 入札を希望しない場合には、入札辞退届を提出して入札を辞退することができます。なお、入札書受付締切日時までに入札書の提出がなく、入札辞退届の提出もない場合は、入札書受付締切日時を経過したときをもって、この業務の入札を辞退したものとみなします。

2 入札書等の提出

①郵便（書留郵便に限る）による入札

入札書は、郵便により提出することができます。この場合は、書留郵便とし、入札書は二重封筒とし、表封筒には「令和8年6月4日開札 馬見丘陵公園アドバイザリー業務委託（補助都市計画公園事業（社会資本）） 入札書在中」と朱書きしてください。中封筒の表に「令和8年6月4日開札 馬見丘陵公園アドバイザリー業務委託（補助都市計画公園事業（社会資本））

入札書」と朱書きするとともに、入札者の住所及び商号又は名称を記載のうえ、入札書及び見積根拠資料を入れ、封印等の処理をしてください。中封筒と入札参加申込書の審査結果通知の写しを表封筒に同封のうえ、入札者の住所及び商号又は名称を記載し、令和8年6月3日（水）午後4時まで（期限までに到着したもののみ有効とします。）に第6の（1）の（コ）に定める場所に到着するようにしてください。

なお、初度入札において予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、直ちに再度入札（2回目）を行う場合がありますので、入札書は、初度入札（1回目）に係る入札書と再度入札（2回目）に係る入札書の郵送を認めるものとします。

初度入札に係る入札書と共に再度入札に係る入札書を書留郵便で提出する場合は、初度入札に係る入札書（見積根拠資料も含む）と再度入札に係る入札書（見積根拠資料も含む）を別々の中封筒に封緘し、表面に「令和8年6月4日開札 馬見丘陵公園アドバイザリー業務委託（補助都市計画公園事業（社会資本）） 入札書（初度入札）」又は「令和8年6月4日開札 馬見丘陵公園アドバイザリー業務委託（補助都市計画公園事業（社会資本）） 入札書（再度入札）」と各々朱書きし、入札参加申込書の審査結果通知の写しと2つの中封筒を表封筒に同封のうえ、奈良県知事宛ての親展として令和8年6月3日（水）午後4時まで（期限までに到着したもののみ有効とします。）に第6の（1）の（コ）に定める場所に到着するようにしてください。再度入札を行うこととなった際に、初度入札に係る入札書のみ郵送されているときは、再度入札を辞退したものとします。

封緘された入札書が初度又は再度の明記の区別なく郵送されたとき、又はそれぞれの入札書が1つの中封筒に封緘されて郵送されたときは、無効の扱いとなります。

郵送により到着した入札書は、いかなる理由があっても、書換え、引換え又は撤回することができません。また、郵便事情による事故等で入札書等が到着期限内に到着しなかったことにより入札が無効となった場合であっても、異議を申し立てることはできません。

②持参による入札

入札書及び見積根拠資料を封筒に入れ、封筒の表に「令和8年6月4日開札 馬見丘陵公園アドバイザリー業務委託（補助都市計画公園事業（社会資本）） 入札書」と朱書きすると

もに、入札者の住所及び商号又は名称を記載のうえ封印等の処理をし、入札公告第3の8の(2)及び(3)に定める日時及び場所に持参してください。その際、入札参加申込書提出後に奈良県から送付する、入札参加申込書の審査結果通知の写しを当日持参し、提示してください。

なお、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、直ちに再度入札(2回目)を行う場合がありますので、再度入札の参加を希望する場合は、再度入札用の入札書及び見積根拠資料も作成し、当日持参してください。

第8 技術提案書(事後)の作成及び記載上の留意事項

(1) 技術提案書(事後)の提出は、持参に限ります。第6の(1)の(ス)で指定する提出期限までに第6の(1)の(ス)で指定する場所へ提出するようにしてください。

(2) 作成及び提出にかかる費用は、提出者の負担とします。

(3) 技術提案書(事後)は様式3により作成してください。また、すべての添付資料のサイズはA4以上とすることとし、複数の添付資料で実績を証明する場合は、業務年度・業務名・業務場所・業務番号等が確認でき、同一業務の関連資料であることが判断できるもの(変更がある場合は最終のもの)を提出してください。

(4) 様式3の自己申告評価点算出欄に、別紙-1で定める評価基準をもとに自己採点した点数を記載してください。担当者を複数名配置する場合は、「業務実績①」・「業務実績②」の評価内容ごとに、全ての担当者の評価値を記入したうえで、技術点合計の算定は、「統括責任者の得点」と「担当者のうち最高値の合計」を加算してください。

なお、自己申告評価点算出欄の合計点と入札書(様式A1)に記載する自己申告評価点は、同一の数値としてください。

(5) 配置予定従事者の経験及び能力について、別紙-1で指定する業務の実績(業務実績①及び業務実績②)を様式4及び様式5に記載してください。様式5については、予定担当者を複数名配置する場合、配置予定人数分を提出してください。また、業務実績について、提出のあった各様式に記載の実績数が提出を求める実績数の制限を超過している場合は、それぞれ技術点が最も低くなる業務実績を採用します。

なお、実績がある場合には一般財団法人日本建設情報総合センターの「測量調査設計業務実績情報システム(以下「テクリス」といいます。)」におけるテクリス完了登録(登録内容確認書(業務実績))等の写しを添付してください。また、テクリス完了登録(登録内容確認書(業務実績))等で業務内容が確認できない場合は、業務カルテ、業務計画書の写し等、実績が明確に確認できる資料を追加で添付してください。

テクリス完了登録(登録内容確認書(業務実績))等がない場合は、契約書の写し、業務カルテ受領書(契約登録、変更登録、訂正登録)又は登録内容確認書(契約登録、変更登録、訂正登録)の写しを添付し、かつ業務内容、配置予定従事者が確認できる業務計画書の写し等、実績が明確に確認できる資料を添付してください。また、委託業務等成績評定通知書の写し等、実績の業務が完了していることが明確に確認できる資料を添付してください。

(6) その他

ア 提出された技術提案書(事後)及びその添付資料(以下「技術提案書等(事後)」といいます。)は、内容の審査以外に提出者に無断で使用しません。

イ 提出された技術提案書等(事後)は、返却しません。

ウ 提出された技術提案書等(事後)の内容について疑義がある場合は、必要に応じ技術提案書(事後)の記載事項に関するヒアリングを行うことがあります。また、その結果、差し替えは認めませんが、補足の資料提出を求めることがあります。

第9 競争入札参加資格の確認

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出について

開札後、落札候補者は、競争入札参加資格確認申請書及び競争入札業務実績証明書及び確認資料(以下「競争入札参加資格確認申請書等」といいます。)を次の表により提出し、競

争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。作成及び提出にかかる費用は、提出者の負担とします。

| | |
|------|--|
| 対象書類 | ・様式S 1 競争入札参加資格確認申請書 ・様式S 2 競争入札業務実績証明書 ・確認資料（上記様式に添付すべき書類の写し） |
| 提出方法 | 持参のみ |
| 提出場所 | 入札公告第3の2の（1）イに記載のとおり |

（2）競争入札参加資格確認申請書等の作成等

ア 競争入札参加資格確認申請書（様式S 1）

入札公告第2の4に掲げる資格について、必要事項を様式S 1に記載してください。

イ 競争入札業務実績証明書（様式S 2）

入札公告第2の5に掲げる資格について、必要事項を様式S 2に記載してください。その業務実績を確認する資料として、当該業務がテクリスに登録されている場合は、テクリス完了登録（登録内容確認書（業務実績））等の写し等を添付してください。登録されていない場合は、記載した業務の履行実績が確認できる契約書、仕様書の写し又は契約相手方による契約証明書等を提出してください。

なお、配置従事者は直接的な雇用関係（代表者可）にある者とし、そのうち統括責任者にあつては、競争入札参加資格確認申請書の提出の日以前に雇用関係（代表者可）にある者でなければなりません。直接的な雇用関係を証明する書類も添付してください。

（3）競争入札参加資格確認申請書等の作成説明会

実施しません。

（4）その他

ア 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しません。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返却しません。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等の提出期限（追加指示した場合等で別途提出期限を定めた場合は、その期限）以降における差し替え、追加及び再提出は認めません。期限までに提出されない場合は失格となるほか、入札参加停止を受けることがあります。

第10 見積根拠資料の提出

1 見積根拠資料は、示された全項目に金額を明示し、住所、商号又は名称及び代業者氏名を記載押印することが必要です。

2 見積根拠資料は、契約上の権利義務を生じさせるものではありませんが、次のいずれかに該当する場合の入札は無効となりますので、間違いのないように作成してください。

(1) 見積根拠資料を提出しない場合。

(2) 見積根拠資料の「業務価格合計」欄に記載される額が「入札書」に記載される額と一致していない場合。

(3) 見積根拠資料における各業務の見積金額の合計と合計金額欄の額が異なっている場合。

(4) 見積根拠資料において仕様書に示された項目の金額を記載していない場合。

(5) その他記載内容に不備がある場合。

第11 入札の無効

技術提案書等が適正でない者のした入札、技術提案書等に虚偽の記載をした者のした入札、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号。以下「契約規則」といいます。）第7条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。また、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消します。

第12 落札者の決定方法等

入札価格が入札書比較価格の制限の範囲内であり、かつ、技術提案書等の内容が適正である者のうち、入札公告第3の13に定める方法により得られた評価値の最も高い者を落札者とします。この場合において評価値の最も高い者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者でくじを行い、落札者を決定します。くじを辞退することはできません。なお、立会い希望者がいない場合は、当該入札執行事務に関係のない職員がくじを引きます。ただし、落札者の決定については、一時保留し、競争入札参加資格の確認を行った上で、落札者を決定します。落札者の決定後、入札参加者に対し、入札結果を郵便により通知します。

第13 配置予定者の注意事項

落札者は特記仕様書に定めた統括責任者及び担当者をこの業務に配置するものとします。なお、業務の履行に当たって、資料に記載した配置予定者を変更できるのは、病休、死亡、退職等の特別な理由により、同等以上の者に変更する場合に限りです。また、変更にあたっては、変更を必要とする理由及び変更後の者について発注者が求める資料を提出し、了解を得る必要があります。

第14 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額の契約保証金を納付するものとします。ただし、契約規則第19条第1項ただし書きの規定（保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者、又は過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者である等、将来契約を履行しないこととなるおそれがないとみとめられる者）に該当する場合は、免除します。

契約の相手方が本契約に違反して契約を解除された場合には、契約保証金は違約金として奈良県に帰属します。ただし、契約保証金を免除されている場合には、解除違約金として契約金額の100分の10に相当する額を奈良県に納付するものとします。

第15 契約書作成の要否等

(1) 要します。

(2) 落札者は、奈良県契約規則第17条第1項の規定に基づき落札の日から遅滞なく契約を締結するものとします。

従って、第15で示す契約保証金については、指定する期日までに指定する方法により納付してください。なお、契約保証金の免除規定に該当する者は、この期日までに、それを証明する書類を提出してください。

(3) 落札者は、契約締結時に金額内訳明細書の作成を要します。

第16 問合わせ先

入札手続等に関する問合わせ先、契約を担当する部課等の名称及び契約条項を示す場所
〒630-8501

奈良県奈良市登大路町30番地

奈良県まちづくり推進局 公園企画課 総務企画係

電話番号（直通）：0742-27-7517